

令和5年度第2回（第237回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和5年11月28日（火） ※書面開催

1 開催経緯

本会議の開催については、宮城県からの意見照会期間が本市第4回定例会に重なり、日程に余裕がないことから、対面での会議は開催せず、送付資料により委員から意見を求める書面開催とした。

2 議事

《協議事項》

「第3期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）」に対する本市の意見（案）について

【資料1-1】～【資料1-4】

3 会議経過

○令和5年11月28日 事務局から各委員へ資料の送付

（意見等がある場合は、令和5年12月15日までに事務局へ連絡いただくよう依頼）

○令和5年12月22日 委員から提出された意見を別紙1及び2「令和5年度第2回（第237回）仙台市国民健康保険運営協議会における意見のとりまとめ結果について（通知）」のとおり取りまとめ、各委員へ送付

○令和5年12月27日 取りまとめ結果を本市意見として宮城県国保医療課あて提出

4 会議後の経過

○令和6年1月25日 令和5年度第3回宮城県国民健康保険運営連携会議にて、別紙3「第3期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）への御意見及び県の考え方【市町村照会】」のとおり、本市意見に対し宮城県から回答があり、事務局から各委員へ郵送により情報共有

4 署名委員

菅原委員、山下委員

第 3 期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）に対するご意見及び本市意見に対するご意見

頁	項目	内容	発言委員	本市意見への反映
-	本市意見（案）について	保険料水準の統一について、県においては、市民（県民）が理解しやすいような丁寧な説明を行ってもらう必要がある。そのような内容も本市意見（案）に加えてはどうか。	西澤啓文委員	別紙 2 「1. 中間案全体に対しての意見」に下線部分を追加します。
24	第 7 章医療費の適正化の取組に関する事項 2 医療費の適正化に向けた取組 (4) 後発医薬品の情報提供	<p>薬店の店頭で後発医薬品を勧めると、一般の人は後発医薬品に変えても良いという人が多いが生保の患者は断る人が多い。宮城県の後発医薬品使用状況は 84.3%になっているとのことだが、生保の患者が後発医薬品をもっと使用するようになれば後発医薬品使用状況はさらに伸びるのではないかと思う。</p> <p>生保の人への後発医薬品に関する情報提供を増やしたほうが良い。あるいは生保の人は原則後発医薬品を使用するといったようなルールを作った方が良いと思う。</p> <p>※現在は医薬品の安定供給が十分ではなく、先発品、後発品関係なく入手できる薬を調剤している状況なので、積極的に後発医薬品の情報提供を行っても十分な効果は得られないと思われる。</p>	高橋将喜委員	ご指摘いただいた内容は今後の医療費適正化にあたり貴重なご意見となりますので、宮城県に対し別途情報提供させていただきます。

25	<p>第 7 章医療費の適正化の取組に関する事項</p> <p>2 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(9) 受診の適正化に係る県民に対する意識啓発</p>	<p>(下線部分の追記)</p> <p>「<u>不要不急の受診を抑制する、処方されても飲まない薬は要らないと医師・薬剤師に伝える</u>などの受診の適正化について (略)」</p> <p>患者さんの家庭内に在庫されている薬の量・金額は結構大きいと思われるので、上記下線部分を追記したほうが良いと思われます。</p>	高橋将喜委員	別紙 2 「2. 中間案個別の項目に対する意見」番号 1 の内容で宮城県に提出いたします。
25	<p>第 7 章医療費の適正化の取組に関する事項</p> <p>4 都道府県医療費適正化計画との相乗効果</p>	<p>「第 8 次宮城県地域医療計画に都道府県医療費適正化計画が内包しており…」とあります。第 8 次宮城県地域医療計画の中には、数値目標が定められており、2029 年度の目標値として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の実施率 70% ・ 特定保健指導の実施率 45% ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 25% <p>等が定められる予定となっております。</p> <p>この数字は、全保険者トータルの目標値ですが、宮城県として、国民健康保険における数値目標を盛り込むべきと考えます。数値を示すことにより、各市町村においても数値目標が策定され、達成に向けた取り組みに実効性が伴うものと思われます。</p>	山下学委員	別紙 2 「2. 中間案個別の項目に対する意見」番号 2 の内容で宮城県に提出いたします。

第 3 期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）に対する 本市の意見について

1. 中間案全体に対しての意見

平成30年度の国民健康保険制度改革から5年が経過し、県及び県内市町村においては、第1期（平成30年1月策定）及び第2期（令和3年3月策定）宮城県国民健康保険運営方針に基づき、財政健全化、事務の標準化及び効率化、医療費適正化の取組を進めてきた。

今後、県及び県内市町村においては、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化（保険料水準の統一に向けたロードマップに基づく各種課題の整理、医療費適正化の更なる推進など）、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の強化が求められている。

このことを踏まえ、今回の第3期国保運営方針の策定後においても、より安定的な国保運営につながるよう、県内市町村と丁寧に意見交換を行いながら本運営方針に盛り込まれた各種取組を着実に実施されたい。

とりわけ、保険料水準の統一に向けた議論を進めるにあたっては、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させないことによる納付金ベースの統一化や、納付金の算定対象とする給付事業や保健事業等の取り扱いの検討等により、県内市町村に係る負担が平準化されていくことになるが、これによる保険料負担や各種給付事業等の変化が被保険者に及ぼす影響にも十分配慮し、受益と負担のバランスが適切な水準となるよう、保険者として県が主体的に対策を講じるとともに、被保険者が理解しやすいよう丁寧な説明に努められたい。

2. 中間案個別の項目に対する意見

番号	頁	項目	内容
1	25	第7章医療費の適正化の取組に関する事項 2 医療費の適正化に向けた取組 (9) 受診の適正化に係る 県民に対する意識啓発	不要不急の受診だけではなく、処方薬の適正な使用に係る意識についても啓発するべきではないか。
2	25	第7章医療費の適正化の取組に関する事項 4 都道府県医療費適正化計画との相乗効果	第8次宮城県地域医療計画の中には、特定健診実施率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率について2029年度の数値目標（国が示した全保険者共通の目標）が定められる予定だが、本方針においても同様に国民健康保険における数値目標を盛り込むべきではないか。

第3期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）への御意見及び県の考え方 【市町村照会】

No	該当（関連）箇所	御意見等の要旨	県の考え方
1	仙台市意見 1 全般事項	<p>平成30年度の国民健康保険制度改革から5年が経過し、県及び県内市町村においては、第1期及び第2期運営方針に基づき、財政健全化、事務の標準化及び効率化、医療費適正化の取組を進めてきた。</p> <p>今後、県及び市町村においては、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、保険料（税）水準の統一など国保の都道府県単位化の趣旨の深化、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の強化が求められている。</p> <p>このことを踏まえ、今回の第3期国保運営方針の策定後においても、より安定的な国保運営につながるよう、県内市町村と丁寧に意見交換を行いながら本運営方針に盛り込まれた各種取組を着実に実施されたい。</p>	<p>国民健康保険が都道府県単位化に移行してから、令和5年度で6年目となりますが、県と市町村が一体となって運営に努めてきたことで、大きな混乱が生じることなく概ね順調に推移していると認識しています。</p> <p>第2期運営方針に基づく各種取組についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、一部、休止や縮小を余儀なくされたものがありましたが、概ね計画どおりに進められたものと認識しています。</p> <p>第3期運営方針の策定後においても、宮城県国民健康保険運営連携会議の開催等により、各市町村と意見交換を行いながら各種取組の着実な実施に努めてまいります。</p>
2	第2章 2 国民健康保険財政の基本的な考え方 (P8)	<p>(1)ク「基金に積み立てた場合」が結果的に決算補填等目的になる可能性があることから、記載内容の検討・修正が必要ではないか。</p>	<p>法定外の一般会計からの繰入について、解消及び削減の対象とするか否かの区別は、国が毎年度実施している国民健康保険事業の実施状況報告における区分に沿った形としておりますが、統一の議論とあわせて検討してまいります。</p> <p>なお、地方自治法第241条の規定により、基金への積立や基金からの取崩しは、基金条例に定められた目的以外では行えないものと考えております。</p>
3	仙台市意見 3 第4章 1 統一に向けた基本的な考え方 (P14)	<p>保険料（税）水準の統一について、各市町村の納付金に医療費水準を反映させない納付金ベースの統一や、納付金の算定対象となる各種給付事業等の取扱いの検討等により、市町村に係る負担が平準化されていくことになるが、これによって被保険者に及ぼす影響にも十分配慮し、受益と負担のバランスが適切な水準となるよう、県が主体的に対策を講じるとともに、被保険者が理解しやすいよう丁寧な説明に努められたい。</p>	<p>保険料（税）水準の統一に向けては、年度間の大幅な保険料（税）の変動が生じないように留意しながら議論を進めてまいります。また、宮城県国民健康保険運営連携会議の開催等により、受益と負担のバランスについても十分に議論し、被保険者への丁寧な周知・説明ができるよう努めてまいります。</p>

仙台市意見

仙台市意見

4	<p>第7章 2 医療費の適正化に向けた取組 (P24)</p>	<p>特定健診・特定保健指導実施率については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施率が低下し、コロナ禍以前に戻らない市町村が多い状況にある中で、実施率向上に向けた取組の内容が第2期運営方針とあまり変わらない。</p> <p>令和8年度からの納付金ベースの統一により、医療費水準にかかわらず全市町村で医療費負担を共有し合うこととなることから、県が主体となって県全体の医療費適正化に向けて取り組む姿勢を明示すべきと考える。</p> <p>特定健診・特定保健指導実施率が低下している現状についても、県全体の医療費適正化の観点から、優先的に解決すべき課題であり、県及び市町村がそれぞれ当事者意識を持って重点的に取り組む必要があることから、新たな取組を第3期運営方針に記載すべきではないか。</p>	<p>国民健康保険の財政運営に当たっては、医療費等の保険給付の適正化により限られた財源を有効に活用するという観点が必要であり、保険料（税）水準の統一により全市町村で医療費負担を共有し合うこととなっても踏襲すべき観点であります。県としましては、県全体の医療費適正化が図られるよう、各種取組に尽力してまいります。</p> <p>また、特定保健指導実施率など全国的な水準を下回っているものについては、医療費適正化の観点から重点的に取り組む必要があるため、県としましては、令和4年度から実施している特定保健指導実施率向上事業とともに、保健指導の質の向上に寄与する研修会事業を継続してまいります。</p>
5	<p>第7章 2 医療費の適正化に向けた取組 (P24)</p>	<p>不要不急の受診だけではなく、処方薬の適正な使用に係る意識についても啓発すべきではないか。</p>	<p>多くの市町村ではレセプト情報等により、重複・頻回受診者や重複・多剤服薬者等の対象者を抽出し、保健師等による訪問指導を行っていることから、県としましては、処方薬の適正な使用に係る意識啓発への対応についても、市町村とともに必要な支援を検討してまいります。</p>
6	<p>第7章 4 都道府県医療費適正化計画との相乗効果 (P25)</p>	<p>第8次宮城県地域医療計画の中には、特定健診実施率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率について2029年度の数値目標（国が示した全保険者共通の目標）が定められる予定だが、本方針においても同様に、国民健康保険における数値目標を盛り込むべきではないか。</p>	<p>本方針に基づく取組状況の把握・分析を行うため、県内市町村国保における特定健診・特定保健指導の平均受診率等について「管理指標」として設定し、普及啓発や受診勧奨など各種取組の効果等を把握・分析してまいります。</p>
7	<p>第8章 1 事務の共通化 (P26)</p>	<p>（3）短期被保険者証及び資格証明書の発行に係る指針等の運用等について、国からの通知が発出され次第検討すると記載されているが、国通知の有無や時期に関わらず、短期被保険者証及び資格証明書の発行については廃止が決定しており、現行の指針は必要ないとする。</p> <p>また、今後は、収納対策の一環として、対象被保険者への事前通知による特別療養費の枠組みに替える旨の方針が国から併せて示されている。</p> <p>これまで、事務の標準化に資する指針の策定に当たっては、各市町村において運用されている既存の取組に対し、各市町村へ一定の裁量を付与した上で、検討及び策定を進めてきたと認識している。</p> <p>一方、国から示された特別療養費の枠組みについては、新たな取組となり、当該取組に係る標準的な事務処理に関する指針について、第3期運営方針に検討を進める旨を記載してはどうか。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本文を以下のとおり修正いたします。</p> <p>「短期被保険者証及び資格証明書の発行については、令和2年度に策定した『指針』に基づき、県内で統一した運用を促進してきたところであるが、令和6年12月に被保険者証が廃止され、保険料（税）の滞納者に対しては特別療養費を支給する制度に変更されることから、変更後の制度運用の統一について、県は市町村と協議する。」</p>